

再任用職員の一時金支給割合改善を求める要請書

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁 様

【要請の趣旨】

現在、公務職場において、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の処遇が低水準にあることが大きな問題となっています。とくに一時金の支給割合については常勤職員の半分程度に抑えられており、看過できない状態が続いています。これまでも組合側からは繰り返し改善を求めてきましたが、人事院は2025人事院勧告においても制度設計時の考え方を示すにとどまり、再任用職員の一時金改善には踏み込みませんでした。この姿勢は極めて遺憾であり、現場の切実な声に応えたものとは言えません。

とりわけ地方の公務職場では、再任用職員になっても業務量や責任が軽減されるわけではなく、多くの職員が従前と同様の職務を継続しています。それにもかかわらず処遇が引き下げられ、著しい不均衡が生じている現状は不合理と言わざるを得ません。このままでは再任用職員のモチベーション低下を招き、深刻な人員不足が続く公務職場に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。こうした職場の実態を踏まえ、再任用職員の一時金を常勤職員と同月数とする勧告を独自に出した人事委員会もありますが、多くは国との均衡の観点から国に準ずるとしたままです。

公務職場の第一線で大きな役割を果たしている再任用職員の努力に正当に報いる処遇の改善は喫緊の課題です。高齢期を迎えた現在も、地域や住民の生活と安全を守り続ける職員、教育現場で次代を担う子どもたちの学びのために尽力している教職員の懸命な働きに応えるためにも、貴職におかれましては、以下の事項の実現にむけて最大限の取り組みを行うよう強く要請します。

【要請事項】

1. 再任用職員の一時金支給割合を常勤職員と同月数とする勧告を行うこと。
2. 人事院・総務省に対し、再任用制度変更を求めること。

2026年 月 日

団体名：福岡県高等学校教職員組合

支部

住 所：福岡県